

第2期都城市 子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

都 城 市

はじめに

子ども・子育て支援制度は、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目指して平成27年度からスタートし、5年が経過しました。

本市では、平成27年3月に第1期子ども・子育て支援事業計画を策定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の、計画的な提供体制の確保に努めるとともに、ライフステージごとに切れ目ない子育て支援の充実に努めてまいりました。



主な取組として、母子保健コーディネーターの配置、子育て世代活動支援センターふれびかの開設、ファミリー・サポート・センター事業利用料補助の開始、放課後児童クラブの増設、小学校図書館サポーター及びALTの増員などがあげられます。これらの取組により、子育てしやすい環境づくりや子どもの健全育成など、着実に推進することができたと考えております。

しかしながら、少子化は更に進行しており、核家族世帯やひとり親家庭も増加傾向にあり、加えて地域コミュニティの希薄化などにより、孤立感や不安感、負担感を抱えながら子育てをする人が多く存在しております。また、一億総活躍社会の中で、女性の社会進出も更に進み、教育・保育及び子育て支援に対するニーズはますます増加、多様化してきており、地域の実情を踏まえたきめの細かい支援が望まれております。

これらの課題や現状、第1期計画期間の取組成果等を踏まえ、この度「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。本計画は、第1期計画と同様、国が策定を義務付けている「教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保策」等の記載に加え、本市独自の視点として、「結婚、妊娠・出産、乳幼児期、小中学校期」のライフステージごとに施策を展開し、本市の子ども・子育て支援を総合的に推進する計画となっております。

全ての子どもが笑顔で健やかに育つこと、全ての家庭が安心して笑顔で子育てができること、地域の中で子どもと子育てをみんなで支え合う環境をつくることを目指し、「すくすく笑顔の子育ち いきいき笑顔で子育て みんなで支え合う みやこのじょう」を基本理念といたしました。

この計画に基づき、国・県や関係機関は元より、市民・地域の皆様と連携・協働しながら各事業を着実に実行し、都城市が持つ3つの宝の一つである「人間力あふれる子どもたち」の育成に努めてまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、慎重かつ熱心に御審議いただいた「都城市子ども・子育て会議」の委員の皆様、それぞれの立場から子育て支援に対する声をお伝えいただいた関係機関の皆様、そして市民ニーズ調査やヒアリング調査、パブリックコメントを通して貴重な御意見をいただきました多くの市民の皆様に関心から厚く御礼申し上げます。

令和2年3月

都 城 市 長

池田 宜永

目 次

第1章 計画の基本事項	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間.....	2
4. 計画の策定体制	2
5. 関連計画との関係について	4
第2章 都城市の子ども・子育て環境	5
1. 人口等の状況.....	5
(1) 人口の推移	
(2) 出生者数の動向	
(3) 未婚の動向	
(4) 世帯の動向	
(5) 女性の年齢別就業率	
2. 子育て支援環境（各事業の実施状況等）	11
(1) 教育・保育施設	
(2) 教育・保育施設以外の保育等施設	
(3) 地域子ども・子育て支援事業	
(4) 児童手当の支給状況	
(5) その他の子育て支援環境	
(6) 児童虐待の状況	
3. 第1期子ども・子育て支援事業計画の実施状況.....	34
(1) 量の見込みに対する確保策の進捗状況	
1) 幼児期の教育・保育	
2) 地域子ども・子育て支援事業	
(2) 子ども・子育て支援を推進するために必要な事業等の進捗状況、財源確保状況	
1) 結婚	
2) 妊娠・出産	
3) 乳幼児期	
4) 学齢期（小学生）	
5) 思春期（中学生）	
4. ニーズ調査結果の概要.....	60
(1) 調査の概要	
(2) 調査結果の概要	
(3) 自由意見の集約	
5. ヒアリング調査結果の概要	77
6. 子ども・子育てを取り巻く現状と課題の整理.....	82
第3章 計画の理念及び目標と施策内容	85
1. 計画の基本理念	85

2. 計画の基本目標	85
3. 施策の体系	87
4. 施策の内容	88
ライフステージ共通施策	
(1) 結婚	
(2) 妊娠・出産	
(3) 乳幼児期	
(4) 小中学校期	
第4章 計画の目標と確保方策	108
1. 教育・保育の提供区域	108
2. 「量の見込み」の算出のための基本事項	110
3. 幼児期の教育・保育	112
4. 地域子ども・子育て支援事業	117
5. 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく計画	125
第5章 計画の推進	128
1. 計画の推進体制	128
2. 計画の進行管理	130
資料編	131
1. 都城市子ども・子育て会議条例	131
2. 都城市子ども・子育て支援推進会議設置規程	133
3. 都城市子ども・子育て会議委員名簿	136
4. 第2期都城市子ども・子育て支援事業計画 検討経過	137
5. 用語解説	140

第1章 計画の基本事項

1. 計画策定の趣旨

都城市（以下「本市」という。）では、平成22（2010）年3月に策定した「都城市次世代育成支援行動計画・後期計画」の方向性を継承しながら、「子ども・子育て支援法」の趣旨を踏まえた「都城市子ども・子育て支援事業計画」を平成26（2014）年度に策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。

「都城市子ども・子育て支援事業計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、これまでの取組の成果や課題の分析等を行った上で、市民や地域、行政が子育て環境の整備などに協働で取り組み、着実に推進していくため、令和2（2020）年度を初年度とする「第2期都城市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、全ての子ども・子育て家庭を対象として、本市が今後進めていく教育・保育・子育て支援施策を計画的に実施するため、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

【「子ども・子育て支援法」から抜粋】

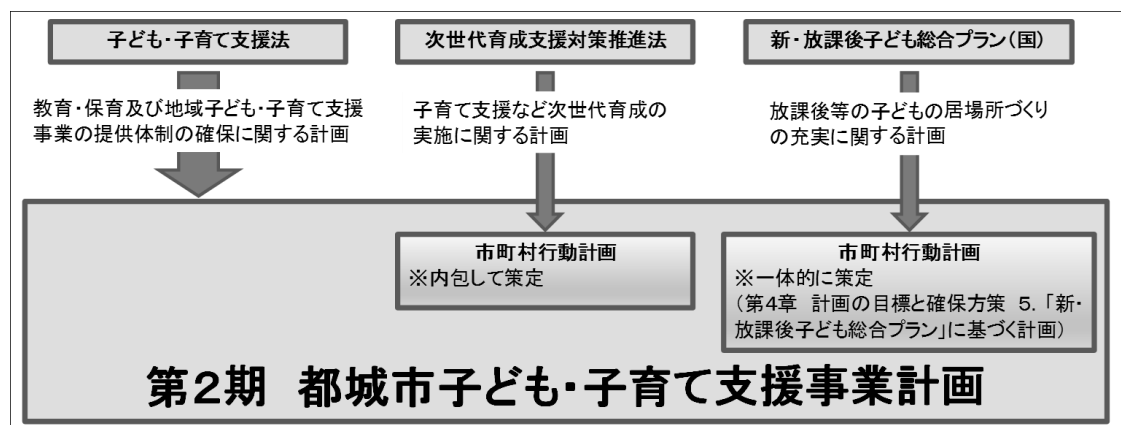
（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定に当たっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえています。

また、この計画は、「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画*を内包する計画とします。

あわせて、国が策定した「新・放課後子ども総合プラン*」に基づき、市町村が策定することとされている「市町村行動計画」について、本計画と一体的に策定します。



3. 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」において定められているとおり、5年を1期としており、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

（年度）

H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
都城市子ども・子育て支援事業計画									
					第2期都城市子ども・子育て支援事業計画				

4. 計画の策定体制

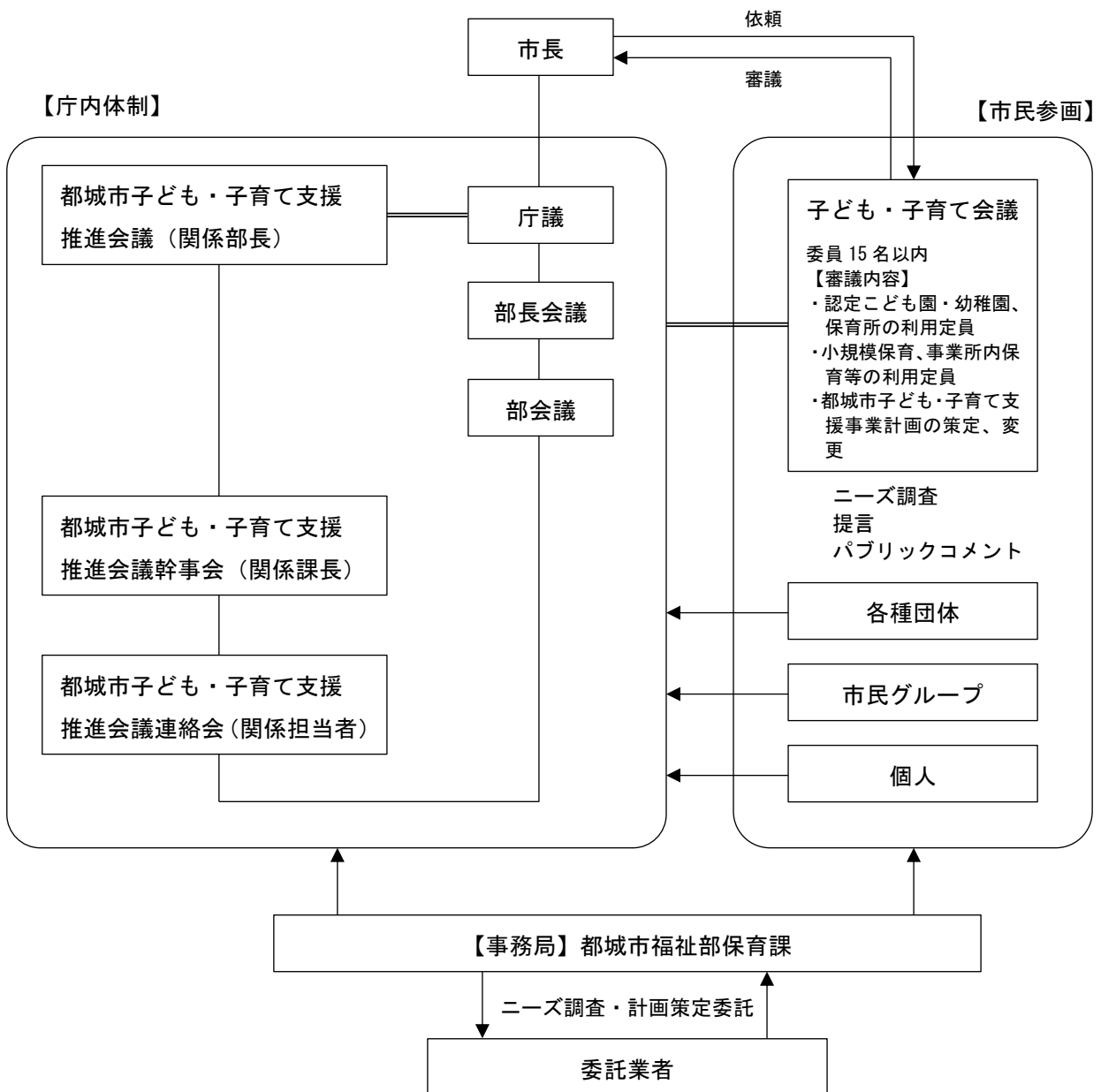
本計画の策定に当たっては、関係者及び市民の意見を広く聴取するため、「子ども・子育て支援法」第77条の規定に基づき、地域の関係団体・機関や市民の代表等により構成される「都城市子ども・子育て会議」を開催し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

「都城市子ども・子育て会議」では、「子ども・子育て支援法」第77条第1項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容等）の審議をはじめ、具体的には、次のような点について調査審議しました。

【具体的な調査審議の内容】

- 潜在的なものを含め教育・保育・子育ての支援ニーズが適切に把握されているか。
- 教育・保育施設と地域型保育事業など、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標。
- ニーズを満たすために必要な地域子ども・子育て支援事業が計画的に盛り込まれているか。
- 現行計画の実績の総括や事業の点検評価。
- 現行計画について見直すべき部分はないか。

【子ども・子育て支援事業計画策定体制図】



5. 関連計画との関係について

本計画は、「都城市総合計画」を上位計画とし、各種関連計画と整合、連携を図りながら、現行の「都城市子ども・子育て支援事業計画」における各種の施策内容について点検・評価し、引き続き、ライフステージごとに子育て支援に必要な各施策を整理することとします。

